

○ 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経営第1747号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
目次 第1 趣旨 第2 農業近代化資金の内容 1 貸付対象者 2 融資機関 3 資金使途 4 貸付限度額 5 償還期限及び据置期間 6 貸付利率 7 融資率 第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等 1 利子補給契約 2 利子補給率について 3 その他 第4 その他 1 近代化資金の借入手続 2 近代化資金の貸付に係る農業信用保険 3 貸付に関する手続のタイミング 4 補助金との関係 5 地方税法の特例 6 <u>印紙税法の特例</u> 附則 別記様式 農業近代化資金利子補給契約申込書 別添 農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫） 別紙様式 第1 年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給 金支払請求書） 別紙様式 第2 農業近代化資金貸付実行報告書 別紙様式 第3 農業近代化資金貸付条件変更報告書 別紙様式 第4 農業近代化資金回収状況報告書 別紙様式 第5 農業近代化資金実績報告書 別紙様式 第6 農業近代化資金会計年度実績報告書  第1 （略） 第2 農業近代化資金の内容 1 貸付対象者 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）	目次 第1 趣旨 第2 農業近代化資金の内容 1 貸付対象者 2 融資機関 3 資金使途 4 貸付限度額 5 償還期限及び据置期間 6 貸付利率 7 融資率 第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等 1 利子補給契約 2 利子補給率について 3 その他 第4 その他 1 近代化資金の借入手続 2 近代化資金の貸付に係る農業信用保険 3 貸付に関する手続のタイミング 4 補助金との関係 5 地方税法の特例 6 <u>東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例</u> 附則 別記様式 農業近代化資金利子補給契約申込書 別添 農業近代化資金利子補給契約約款（対農林中央金庫） 別紙様式 第1 <u>平成</u> 年度農業近代化資金実績報告書（兼利子補給 金支払請求書） 別紙様式 第2 農業近代化資金貸付実行報告書 別紙様式 第3 農業近代化資金貸付条件変更報告書 別紙様式 第4 農業近代化資金回収状況報告書 別紙様式 第5 農業近代化資金実績報告書 別紙様式 第6 農業近代化資金会計年度実績報告書  第1 （略） 第2 農業近代化資金の内容 1 貸付対象者 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）

第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であつて次に掲げる者

ア・イ（略）

ウ 地域における継続的な農地利用を図る者であつて、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

エ・オ（略）

カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ（略）

ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、キの(ア)の①に定める基準に従つた規約を有しているもの

(2)・(3)（略）

(4)（略）

ア～ク（略）

ケ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従つた規約を有しているもの（(1)のキの(ア)及びクに該当するものを除く。）

(ア)・(イ)（略）

2（略）

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア～エ（略）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認

第3条の規定に基づき国が利子補給を行う農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であつて次に掲げる者

ア・イ（略）

（新設）

ウ・エ（略）

オ アの(ア)、イ及びウの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

カ（略）

キ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、カの(ア)の①に定める基準に従つた規約を有しているもの

(2)・(3)（略）

(4)（略）

ア～ク（略）

ケ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表者の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従つた規約を有しているもの（(1)のカの(ア)及びキに該当するものを除く。）

(ア)・(イ)（略）

2（略）

3 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 1の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア～エ（略）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（オ）まで及び（キ）に掲げるものについては貸付対象者は認

定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、継続的農地利用者、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。)

(ア)～(ク) (略)

カ (略)

(ア)～(イ) (略)

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合  
a～d (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

#### 4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

なお、本資金の貸付に係る法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額に関する農林水産大臣の承認の申請については、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。

(1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付にあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 1の(1)のキの(ア)及びクに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1の(1)のオの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円

(3) 1の(1)に掲げる者でアからエまで及び(2)以外のものに対する貸付にあっては、1,800万円

(4) (略)

#### 5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災

定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業者、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。)

(ア)～(ク) (略)

カ (略)

(ア)～(イ) (略)

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第〇〇号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合  
a～d (略)

② (略)

(ウ) (略)

(2) (略)

#### 4 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

なお、本資金の貸付に係る法第2条第3項第1号の規定による一農業者等に係る貸付金の合計額に関する農林水産大臣の承認の申請については、当該申請書を直接農林水産大臣に提出されたい。

(1) 1の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付にあっては、2億円

ア・イ (略)

ウ 1の(1)のカの(ア)及びキに掲げる農業を営む任意団体

(2) 1の(1)のエの農業参入法人に対する貸付にあっては、1億5,000万円

(3) 1の(1)に掲げる者でアからウまで及び(2)以外のものに対する貸付にあっては、1,800万円

(4) (略)

#### 5 償還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災

に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和5年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6 （略）

7 融資率

(1) （略）

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) （略）

第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等

1・2 （略）

3 その他

第2の6に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

（削る）

に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする。（令和4年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）

6 （略）

7 融資率

(1) （略）

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（第2の3の(1)の(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。第3の3の(1)において同じ。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) （略）

第3 近代化資金に係る政府の行う利子補給等

1・2 （略）

3 その他

（新設）

(1) 認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等については、認定農業者等の借入金利負担を軽減するため、実際に認定農業者等が負担することとなる近代化資金の貸付利率の水準を償還期限に応じ、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の4に定める農業経営基盤強化資金の貸付利率の水準に引き下げるのに必要な額を認定農業者等に対して行う助成については、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23

(削る)

(削る)

第4 その他

1～4 (略)

5 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のと

経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「利子助成事業実施要綱」という。)及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「東日本大震災利子助成事業実施要綱」という。)に定めるところによる。

なお、この助成は、貸付額(本要綱、本要綱による廃止前の認定農業者育成推進金融通措置要綱(平成10年4月8日付け10農経A第321号農林水産事務次官依命通知)及び認定農業者育成確保資金金融通措置要綱(平成13年5月1日付け13経営第357号農林水産事務次官依命通知)に定める資金の貸付残高を通算するものとする。)が、個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(2) 認定農業者等が、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定、日EU経済連携協定、日米貿易協定、日英包括的経済連携協定及び地域的な包括的経済連携協定の発効等による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために近代化資金を借り入れる場合については、認定農業者等の借入金利負担を軽減するため、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)等を認定農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知。以下「経営発展支援金融対策事業実施要綱」という。)に定めるところによる。

なお、この助成は、貸付額(経営発展支援金融対策事業実施要綱に定める事業のほか利子助成事業実施要綱に定める事業その他の近代化資金に係る利子助成事業(金利水準が0%となるまでの幅(ただし、2.0%を上限)を助成するものであって、災害関連は除く。)の対象となった貸付残高と通算する。)が個人にあっては1,800万円、法人にあっては3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、第2の6に規定する貸付利率を0%に引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者等に対して行う助成については、利子助成事業実施要綱、東日本大震災利子助成事業実施要綱及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱(平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。

第4 その他

1～4 (略)

5 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のと

おり、地方税法の特例が適用される。

(1) (略)

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。

（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第40項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) (略)

## 6 印紙税法の特例

(1) 東日本大震災の被災者等に係るもの

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第2の2に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近

おり、地方税法の特例が適用される。

(1) (略)

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。（以下「農業協同組合等」という。））が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）

が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法附則第15条第45項、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第11条及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第6条）

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が290万円以上（平成14年3月31日以前に取得されたものにあつては260万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第108号）附則第4条第4項）

(3) (略)

## 6 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第2の2に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和4年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第47条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第37条第1項第6号及び第2項第7号）

（新設）

代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1第1号の課税物件の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和5年3月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第11条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和2年政令第160号）第8条）

附 則 （令和4年3月31日3経営第3158号）  
この通知は、令和4年4月1日から施行する。